

新規学卒求人の申し込み方法のご案内

新規学卒者の求人申し込みについては、求人者マイページ（オンラインによる申込み）をご利用ください。求人者マイページは、ハローワークインターネットサービスからご利用いただけます。

ハローワークインターネットサービス

検索

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

The screenshot shows the Hellowork Internet Service website interface. The top navigation bar includes the logo and the text 'ハローワークインターネットサービス'. Below the navigation bar, there are several menu categories: '仕事をお探しの方' (For those looking for work), '情報検索のご案内' (Information search guide), '求職者マイページ' (Job seeker My Page), and '求人者マイページ' (Job applicant My Page). The '求人者マイページ' section is highlighted with a red box and contains the following links and buttons:

- みなさまの人材確保を全力でサポートします
- 事業主の方へのサービスのご案内
- 職業相談・職業紹介サービスのご利用に当たってはこちらをご確認ください
- 求人者マイページにログイン
- 事業所登録・求人申込み
- アカウント作成コードをハローワークで発行済みの求人者
- 求人広告掲載時のトラブルにご注意ください



○ 初めてハローワークを利用する場合

ハローワーク窓口でアカウント作成コードを発行→ハローワークインターネットサービスにアクセスし、「アカウント作成コードをハローワークで発行済みの求人者」をクリック→事業所情報登録の順番で手続きを行っていただきます。雇用保険未手続事業所が事業所登録する場合、登記簿等の事業実態が確認できる資料を、改めてハローワークから確認させていただきます。

求人申込みは、事業所情報登録完了後に可能となります。

○ ハローワークを利用したことがある場合

[求人者マイページ未開設の場合]

次ページの「求人者マイページの開設」完了後、求人申込みを行ってください。

[求人者マイページ開設済の場合]

求人者マイページを開設されている場合は、ハローワークインターネットサービスを利用して求人申込みを行ってください。

ハローワークに以前申込みされた求人（大卒等・高卒）があれば、これを転用して申込みことができます。

※なお、求人者マイページを利用しての求人申込みに関する詳細は、ハローワークインターネットサービスに掲載されている、「求人者マイページ 利用者マニュアル」をご参照ください。

○ インターネット環境が整備されていない状況等でハローワークインターネットサービスを利用できない場合

最寄りのハローワークにご相談ください。

ハローワークの窓口等で申込みすることも可能です。

求人者マイページについて

求人者マイページの開設

ハローワークインターネットサービス上に「求人者マイページ」を開設することにより、事業所のパソコンやスマートフォンなどで、求人者の申込み等が可能となります。

【求人者マイページ開設までの流れ】

① ハローワーク窓口でアカウント作成コードを発行します。

↓

【事業所PCやスマートフォンから】

② ハローワークインターネットサービスにアクセスし、「アカウント作成コードをハローワークで発行済みの求人者」をクリックし、利用規約に同意し必要情報を入力します。

↓

③ 登録メールアドレス宛てに「認証キー」が送信されます。

④ この時メールが届いてから50分以上放置してしまうと認証キーが無効になりますのでご注意ください。

↓

④ パスワード登録画面でパスワード及び認証キーを入力します。

※ パスワードは半角数字、英字、記号の組み合わせで8桁～32桁

以上で求人者マイページが開設されます。

求人者マイページの利用について（留意事項）

求人者マイページでは、求人者の申込みができる他、求人条件の変更や求人者の取消しもできますが、新規学卒者を対象とした求人については、次の事項にご注意ください。

- 1 新規学校卒業者については、一般と異なり特に配慮が必要であることから、求人条件変更等は原則として認められません。
また、充足した場合以外の求人取消しや募集人員の削減が発生する場合は、事前にハローワークに申し出が必要であり、**求人者マイページからの求人取消しや募集人員の削減は行わない**でください。
- 2 求人者マイページから6月1日以降に高卒求人者の申込みを行った場合であっても、ハローワークの確認印を押印した求人票を7月1日以降に返戻（安定所窓口又は郵送）します。
高校へ求人を申し込む際は、当該ハローワークの確認印を押印した求人票を原本として保管いただき、写しを高校へ提出してください。

※求人者マイページに関することをご不明な点がございましたら、最寄りのハローワークへお尋ねください。